

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第八十三号

狂犬病予防法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年十一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

狂犬病予防法施行細則

(通則)

第一條 本縣の狂犬病予防については、狂犬病予防法

(昭和二十五年八月法律第二百四十七号以下「法」と
いう。)及び狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年九
月厚生省令第五十二号以下「省令」という。)による

外この規則の定めるところによる。

(死亡及び所有権の放棄)

第二條 省令第八條の規定により犬の所有者が所有権を

昭和二十五年十一月二十四日
第二千六百六十三号

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

放棄しようとするとき、又はその犬が死亡したとき、
市町村を経て知事に提出する届書は別記様式第一号に
よる。

(捕獲人)

第三條 法第六條第二項の規定による捕獲人になろうと
する者は、別記様式第二号による申請書を、市町村長
を経由知事に提出してその指定を受けなければならない
。

2 知事は前項により捕獲人を指定したときは、省令第
十三條の規定による証票と共に別記様式第三号による
指定証を交付する。

第四條 捕獲人は次の各号を守らなければならない。

一、捕獲に従事中は規則第十三條の証票を左腕に着け
ること。

二、前号の証票を他人に譲り渡し又は貸与しないこと。
 三、法第六條第一項及び第十八條第一項に規定する以外
 の犬は捕獲しないこと。
 四、その他予防員の指示に従つて行うこと。

第五條 知事は捕獲人が次の各号の一に該当する場合は
 その指定を取り消し又は期間を定めて業務の停止を命
 ずることができる。
 一、前條の規定に違反したとき。
 二、業務に關して不正な行爲があつたとき。

(抑留)

第六條 法第六條第四項の規定にあつて予防員が市町村
 長に通知する事項及び同條第五項の規定によつて市町
 村長が公示する事項はその犬の種類、性別、年令、毛
 色、特徴、これを捕えた場所及び日時並びにその抑留
 の場所とする。

(処分前の評價)

第七條 省令第十五條の規定による犬の評價は、評價人
 の合議により決定しなければならない。

2、前項の評價人は次に掲げる者より各一名をもつてあ
 てなければならない。
 一、狂犬病予防員
 二、開業獣医師
 三、犬についての知識経験を有する者
 (書類の經由)

第八條

法、省令及びこの規則により市町村長を経由し
 た書類で知事に提出するものは二通とし保健所長を経
 由しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年十一月一
 日から適用する。

別記様式第一号

犬の死亡(所有權の放棄)

- 一、所有者住所及び氏名
- 二、犬の登録年月日及び登録番号
- 三、死亡月日(又は所有權の放棄月日)

四、所有權の放棄理由

右の通り死亡したから(所有權を放棄するから)狂犬
 病予防法施行規則第八條の規定によりお届けします。

年 月 日

右 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

別記様式第二号

犬の捕獲人指定申請書

- 一、本 籍
- 二、住 所
- 三、捕 獲 の 方 法
- 四、捕 獲 区 域 (保健所の所管区域別)
- 五、寫 眞 二 葉 (最近六箇月以内に撮影したベスト半
 切、無帽、半身のもの)

生 年 月 日

氏 名

氏 名

氏 名

右の通り犬の捕獲を致したいので狂犬病予防法施行細
 則第三條第一項の規定による指定方をお願いします。

表 面 12 cm

別記様式第三号

鳥取縣知事 殿

年 月 日

右 氏 名 印

寫 眞 貼 付

第 住 所 号

氏 名

狂 犬 病 予 防 法 第 六 條 第 二 項 に よ る 犬 の 捕 獲
 人 として左記の條件を附して指定する。

年 月 日

知 事 名

記 指定期限 年 月 日まで

8 cm

裏 面

狂犬病予防法施行細則抜すい、
(鳥取縣規則第 年 月 日 号)
 第四 條 捕獲人は次の各号を守らなければならぬ。
 一、捕獲に從事中は規則第十三條の証票を左腕に着けること
 二、前号の証票を他人に譲り渡し又は貸与しないこと
 三、法第六條第一項及び第十八條第一項に規定する以外の犬は捕獲しないこと
 四、その他予防員の指示に従つて行うこと
 第五條 知事は捕獲人が次の各号の一に該当する場合はその指定を取り消し又は期間を定めて業務の停止を命ずることができ、
 一、前條の規定に違反したとき
 二、業務に関して不正な行爲があつたとき

◇鳥取縣規則第八十四号

昭和二十三年八月鳥取縣規則第四十七号道路河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴收規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

道路河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴收規則中改正規則

別表の備考に次のように加える。

(七) 国又は縣が一時收納する収入金額に五十錢未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て五十錢以上壹円未満の端数があるときはその端数金額を壹円として計算する。

(八) 前項の場合において国又は縣の収入金の全額が壹円未満であるときはその金額を切り捨てる。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年三月三十一日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第五百六十九号

建設業法(昭和二十四年五月法律第百号)第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年八月三十一日まつ消した。

昭和二十五年十一月二十四日

鳥 取 縣 知 事 西 尾 愛 治

登録番号 登 録 年 月 日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取縣知事登録 (S) 第一〇八号 昭和二十四年十月十九日 株式会社大垣組 鳥取市川端二丁目三九番地 取締役社長 大垣喜七

◇鳥取縣告示第五百七十号

国道十八号路線の一部区域を次の通り変更し変更区域をもつてその区域と定め告示の日より供用を開始する。但し従來の道路及びその附屬物は右告示の日から供用を廃止する。

昭和二十五年十一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

現 在 路 線

岩美郡蒲生村蒲生峠より同村大字羽珍、善浪を経て塩谷に至る。

変 更 路 線

岩美郡蒲生村蒲生峠より同村大字蕪島、洗井、銀山、山ノ神を経て同郡塩谷に至る。